

(2) 専門家を加えた協議会の開催

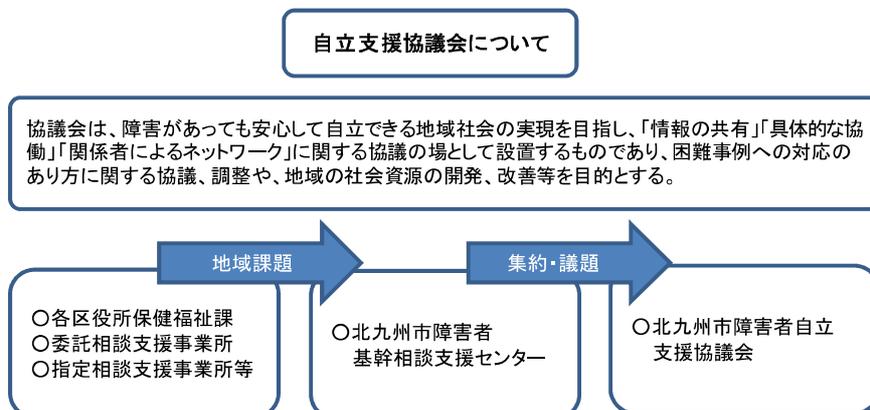
成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議又は障害者総合支援法に基づく自立支援協議会の会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議等においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指します。

【地域ケア会議の種類と役割】



【北九州市障害者自立支援協議会の会議の種類と役割】



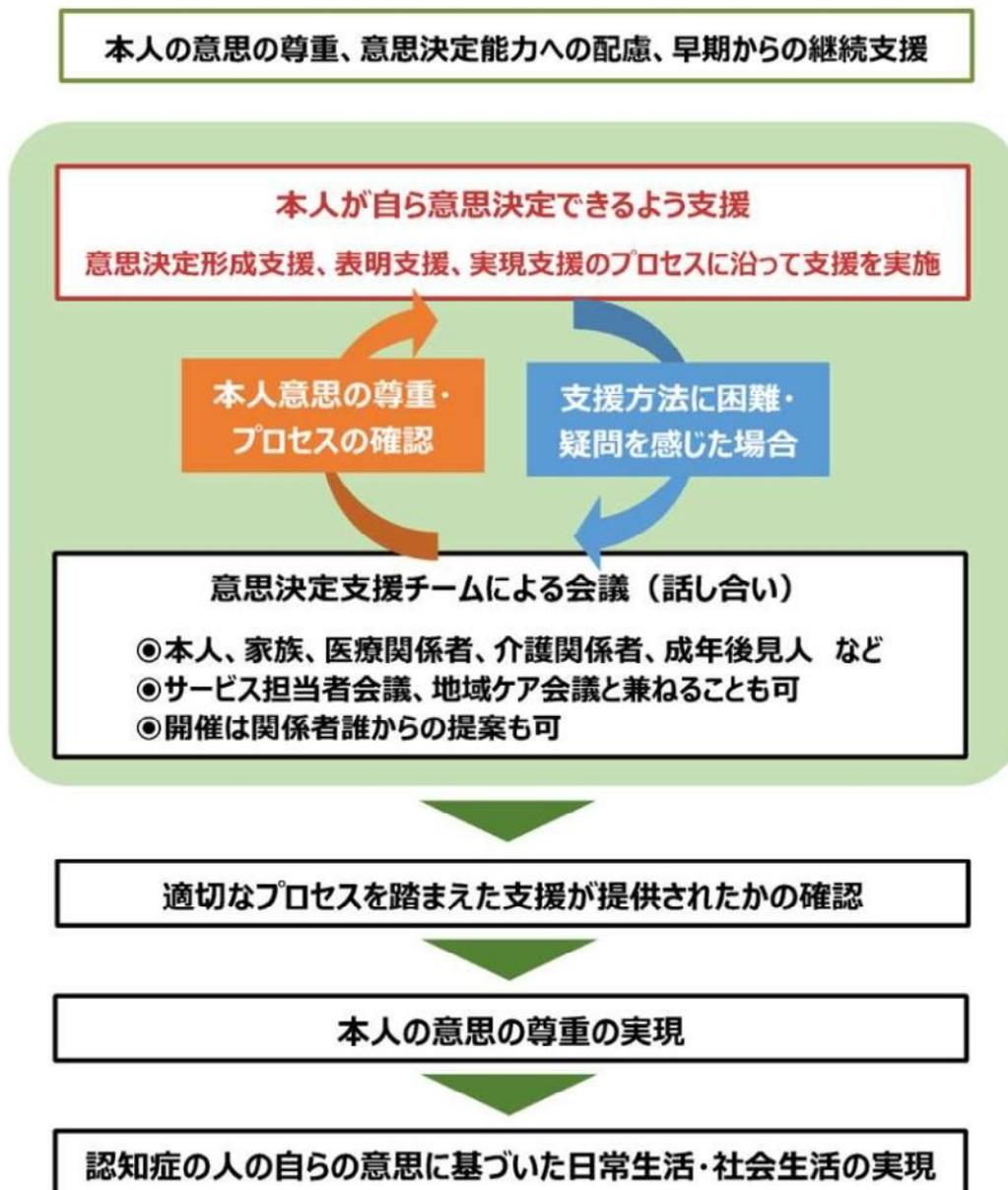
(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理を実現することを目指します。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を目指します。

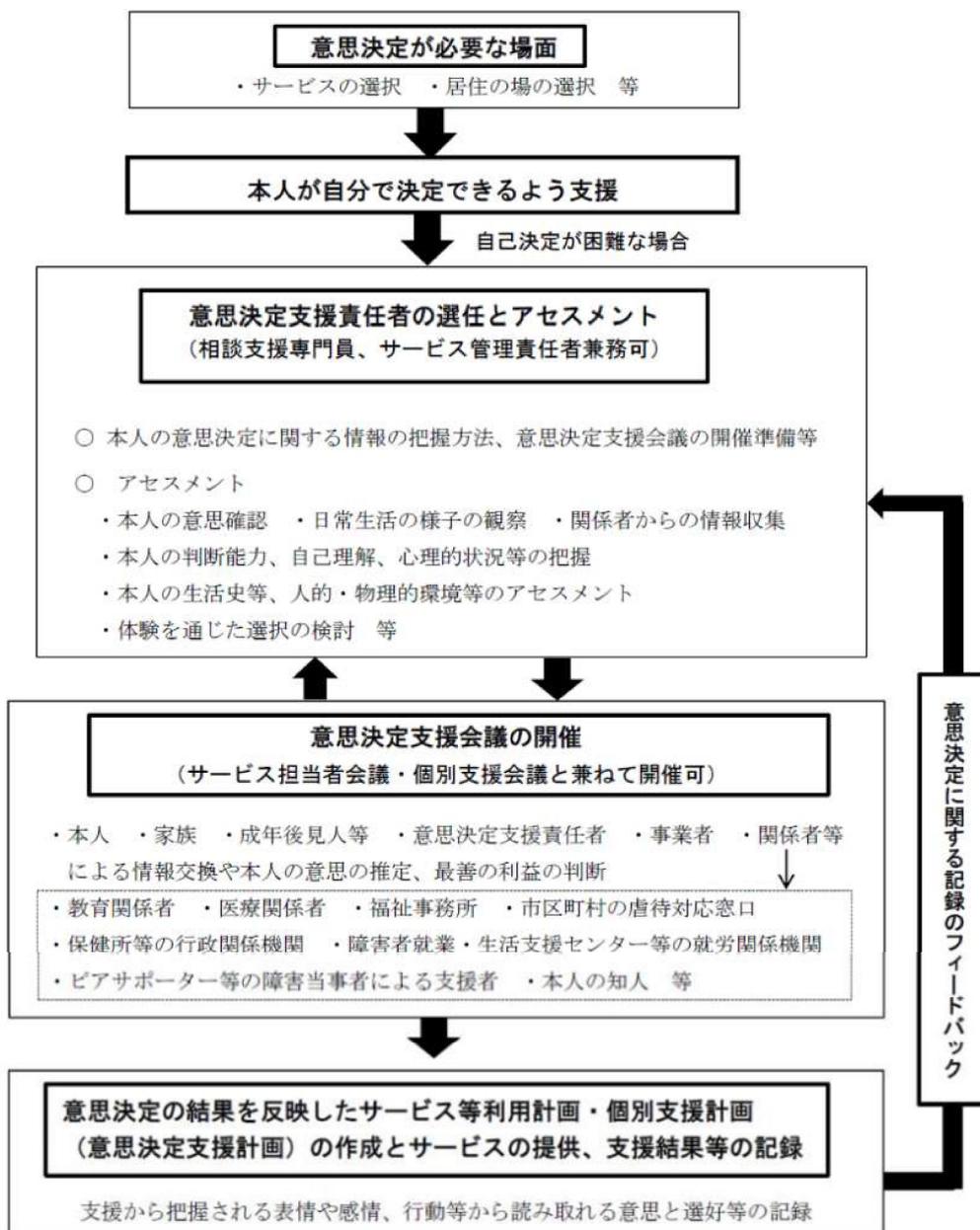
参考

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」



参考

厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」



(4) 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症、障害に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。